

## スマホ・QRコードでIT化が進む個人確定申告

電子政府を目指した国の方針に基づき、税の分野でも電子申告を推進する取組が盛んです。例えば所得税(復興特別所得税を含む。以下同じ)の確定申告に関して、2019年1月からさまざまな措置が図られます。

具体的にどのような点が変わるのか、2018年分の所得税の確定申告を迎えるこの時期に、確認してみましょう。

### ◆ ID・パスワードで送信可能に

来年1月から申告書等を電子申告(以下、e-Tax)により提出する場合、次の2つのいずれかの方式によることも可能とされます。ただし、個人的には、この作業は事前準備や手続きが煩雑なのでもう少し工夫が必要だと感じます。

#### ○マイナンバーカード方式

マイナンバーカードとICカードリーダーを用いて送信する方法。  
(ログインや送信の際には、マイナンバーカードのパスワードが必要。)

#### ○ID・パスワード方式

予め税務署で職員による本人確認を行い、「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を受け、ここに記載されたID・パスワードを用いて送信する方法。(暫定的な措置。)

### ◆ スマホで確定申告が可能に

1月から可能となった手続きとして、スマートフォンやタブレット端末(以下、スマホ)による所得税の確定申告があります。ただし、すべての申告手続きが行えるわけではなく、年末調整済みのサラリーマンが行う還付申告(医療費控除、寄附金控除)に限られています。

このスマホで作成する確定申告書は、前述のIDとパスワードを用いることでe-Taxにより提出する他、作成のみスマホで行い、別途プリントアウトをし、所轄の税務署へ書面提出することも可能です。なお、申告書の控えはPDF形式でスマホに保存できます。

### ◆ 予定納税の確認に電子証明書が必要

e-Taxのメッセージボックスを閲覧する場合、例外を除き、1月からはマイナンバーカード等の電子証明書が必要となります。この場合の例外とは、①所得税徴収高計算書の提出、②納付情報登録依頼、③納税証明書の交付請求(税務署窓口での交付分)の3手続きをいいます。

そのため、メッセージボックスに格納される予定納税額等のお知らせを閲覧する際にも、電子証明書が必要です。これは税理士が代理送信する場合も同様のため、税理士が自らの電子証明書を用いて委託者の予定納税額等が確認できるよう、委託者から税理士へ当該お知らせを転送設定できる機能が1月に設けられます。

### ◆ 新たにオンライン送信が可能な書類

確定申告書を提出する際に、一定の書類の添付が必要となる時の、その添付方法として、例えばe-Taxでは次の方法(右表参照)があります。

その一方で、第三者作成書類として添付省略が認められている給与所得の源泉徴収票は、電子化されたものをオンライン送信することが可能となっています。

### CONTENTS

#### スマホ・QRコードで

IT化が進む個人確定申告……	P.1
自らQRコードを作成して、 コンビニ納付がより簡単に！…	P.2
金融機関等への マイナンバー届出義務……	P.2
専門部署設置により強化される 厚生年金保険料の滞納整理……	P.2
改正相続法(民法) 2019年7月1日施行……	P.3
建物の価格はどうか……	P.4
ビジネス電話は準備が大切……	P.5
12月度の税務スケジュール……	P.5
今月の名言録……	P.6
無料相談会実施中……	P.6



- ・現物を別送
- ・現物の自宅保管を条件に  
一定の記載内容を入力して送信  
(第三者作成書類)
- ・PDF形式による送信

このようなオンライン送信をすることができる書類は、給与所得等の源泉徴収票の他にもいくつかありますが、右記載の書類についてもオンライン送信することが可能となりました。これは1月以降提出する2018年分の確定申告からとなっています。

なお、オンライン送信するためには、交付先に申出て、一定の電子データ(電子的控除証明書等)で受け取る必要があります。また、交付を受けた電子的控除証明書等を「QRコード付控除証明書等」へ自ら変換し、印刷して提出することも可能です。現物の証明書を紛失した場合の再発行の際に、この電子的控除証明書等を用いると、手元に届くまでの時間が現物の再発行より短縮できます。

- ・生命保険料控除証明書
- ・地震保険料控除証明書
- ・寄附金の受領証

## 自らQRコードを作成して、コンビニ納付がより簡単に！

これまでも30万円以下の納税については、コンビニエンスストアでの支払いが可能でした。ただしこの場合は、「バーコード付きの納付書」が必要です。この「バーコード付きの納付書」は、税務署から交付されるものなので、賦課徴収される税目や自ら税務署で手続きして発行してもらう必要がありました。



これに対して、2018年税制改正において、2019年1月4日以降は、自らQRコード(PDFファイル)を作成した上で、コンビニエンスストアで「バーコード付きの納付書」を出力し、納付ができるようになりました。この場合、一定の端末を備えたコンビニエンスストアでなくては、QRコードを読み取らせて出力することができませんが、具体的には、「Loppi」や「Famiポート」などの、いわゆるキオスク端末が設置されているコンビニエンスストア(ローソン、ミニストップ、ファミリーマートなど)を利用することとなります。

## 金融機関等へのマイナンバー届出義務

マイナンバー(個人番号)の利用が開始された2016年1月よりも前(2015年12月31日以前)に証券口座等を開設又は投資信託等の取引を開始した者のうち、金融機関等へのマイナンバーの提供が済んでいない人については、2019年1月1日以後、最初に株式・投資信託等の売却代金や配当金等の支払を受ける時まで、金融機関等へマイナンバーを提供する必要があります。



投資信託等の取引を含め、2015年12月31日以前から金融機関等との間で継続的な取引が行われているものに関しては、マイナンバーの告知について3年間の経過措置が設けられており、金融機関等はその間において、顧客からの告知を受けるまではマイナンバーを法定調書に記載することは求められていませんでした。しかし、その経過措置が2018年12月31日で終了します。

一部報道では、経過措置終了後(2019年1月1日以後)もマイナンバーを金融機関等に提出しなかった場合は、所得税法224条の規定上、金融機関等からの支払等ができないとの記載がありましたが、実際は、「無記名割引債」など一部の商品・取引等について、マイナンバーを記載した告知書の提出後でなければ支払を留保する旨を定めているのであって、すべての取引等の支払を禁じているわけではないといえます。

また、金融機関等に提出されたマイナンバーは法定調書への記載に利用されるのみで、番号の提出をもって、個人の口座残高等が税務署に通知されるわけではないとされています。

ちなみに、2015年12月31日以前に特定口座やNISA口座を開設している場合や、外国への送金等を行う場合にも経過措置の適用対象となっていました(一部の金融機関では、すでに海外送金時等にマイナンバーの提出を義務付け)が、こちらも同様に2018年末までにマイナンバーを提出する必要があります。

このマイナンバーに関しては、様々な場面で求められることがありますが、場合によっては未記載でも完了できる手続きもあり、行政や各種機関・企業でもその対応に差があります。こうした状況下では、私たち自身もどう対処すべきか悩ましいところ です。

## 専門部署設置により強化される厚生年金保険料の滞納整理

厚生年金保険料は事業主負担分および被保険者分をあわせて、事業主が日本年金機構に納付することになりますが、様々な理由から厚生年金保険料等を納付期限までに納めない事業所が存在します。

このような事業所には督促状が送付されるとともに、電話などによる納付督促が行われます。それでも督促状で指定した期限までに完納しない事業所もあり、日本年金機構は「滞納整理」として滞納保険料等を回収するための滞納処分に入ることがあります。

これに関し、日本年金機構は2018年10月から、滞納整理の強化を図ることを目的として、国税徴収法等に基づく滞納処分業務を専門的に実施する「特別徴収対策部」という部署を機構本部内に設置したとのことです。設置された部署は、日本年金機構が持っている使命、「厚生年金保険料等の徴収機関として、公平かつ公正な財源の確保を図ることで、将来にわたって安定した年金制度を維持し、国民一人ひとりの年金権を守ることに」に基づき設置されたものです。

この部署により今後、保険料の滞納が高額、長期化した事案について、より早期に滞納の解消が図られるように、年金事務所から事案を移管し、保険料等の自主的な納付が見込めない悪質なケースには、財産の差押え等の滞納処分が厳正に実施されます。

どの程度の基準で滞納整理が行われていくかは不明ですが、社会保険への適正加入、適正処理、そして適正な納付がより一層、重要になっています。

※ 事業所の実情によっては、分割納付による完納が認められ、早期に完納する場合は、指定した期限を過ぎても滞納処分が猶予されることもあります。

## 改正相続法(民法) 2019年7月1日施行

約40年ぶりの大改正となる民法相続編。配偶者居住権の創設等がされる改正法の施行日を定めた政令が11月21日に公布されました。

原則として、2019年7月1日以後の相続に改正法が適用されることとなりますが、配偶者居住権は2020年4月1日以後の相続に適用されます。これらについて、各制度の適用関係を確認しておきましょう。



### ●改正相続法の主な制度

概要	適用関係
<b>配偶者の居住権を保護するための方策</b> 配偶者が相続開始時に居住していた被相続人の所有建物を対象に、終身又は一定期間、配偶者にその使用又は収益を認めることを内容とする法定の権利を新設する(配偶者居住権等)	2020年4月1日以後の相続・遺贈に適用
<b>遺産分割に関する見直し等</b> ①婚姻期間が20年以上の夫婦の一方の配偶者が他方の配偶者にその居住用建物等を遺贈又は贈与した場合、遺産分割においては、原則として当該居住用不動産の価額を特別受益として扱わずに計算できる(持戻し免除の意思表示の推定規定) ②遺産に属する預貯金債権のうち、口座ごとに一定の計算式で求められる額までは、他の共同相続人の同意がなくても単独で払戻しをすることができる等(仮払い制度等の創設・要件明確化)	2019年7月1日以後の遺贈・贈与に適用  2019年7月1日以前の相続でも、同日以後に預貯金債権が行使されるときには適用
<b>遺言制度に関する見直し</b> 自筆証書遺言に添付する財産目録について、自署でなくてもよいものとする(自筆証書遺言の方式緩和)	2019年1月13日以後の自筆証書遺言に適用
<b>遺留分制度に関する見直し</b> ①遺留分に関する権利の行使によって、遺留分侵害額に相当する金銭債権が生ずることにする(遺留分減殺請求権の金銭債権化) ②遺留分や遺留分侵害額を求める計算式を明文化。また、相続人への贈与について、相続開始前の10年間にされたものに限り、遺留分算定のための財産の価額に算入する(遺留分の算定方法の見直し)	2019年7月1日以後の相続に適用  2019年7月1日以後の相続に適用
<b>相続人以外の者の貢献を考慮するための方策</b> 相続人以外の被相続人の親族が、無償で被相続人療養看護等を行った場合に、一定要件の下、相続人に対して金銭請求ができるようにする	2019年7月1日以後の相続に適用

## 建物の価格はどうか

### ◆ 建物の価格の求め方

建物の寿命のことを「耐用年数」といいます。新築後の年数を「経過年数」、新築時と同じものを現在建てるといくらになるかを「再調達価格」といいます。これらを使って、建物の価格(価値)は、次のような式で示すことができます。

$$(\text{建物価格}) = (\text{再調達価格}) \times \{[(\text{耐用年数}) - (\text{経過年数})] \div \text{耐用年数}\}$$

再調達価格と耐用年数は、建物の構造によって異なります。下記表1にそれぞれの構造でよく使われる、再調達価格と耐用年数を掲載しましたので参考にしてください。

### ◆ 土地と建物の価格の求め方

土地と建物が一体の不動産として見た時の価格の求め方はどうでしょうか。土地と建物の価格を別々に求めて、合計するだけでは求められないのです。

#### ① 建物が耐用年数を過ぎている場合

取り壊して更地にした方が高く売れるような場合には、更地の価格から建物の取壊し費用を引いた値段が一体不動産の価格となります。

#### ② 広い土地に小さな建物が建っている場合

住宅地であれば、30坪の土地に30坪ぎりぎりの2階建ての建物が並んでいるのが一般的な光景ですが、その中に10坪の小さな家が建っているような場合があります。この場合には、「土地を十分に利用していない」として、土地と建物の合計額からペナルティが割引かれます。これを「建付減価」と言います。およそ3%から10%程度の範囲に収まることが多いようです。

#### ③ 既存不適格建築物が建っている場合

「既存不適格建築物」とは、建物を建てた当時の法律ではOKだったが、現在の法規制ではNGとなっている建物のことを指します。今の法規制で建物の床面積が容積率をオーバーしている場合には、「建付増価」が発生していることもあります。

### 建物の価格の決まり方

$$\text{建物の価格} = \text{再調達価格} \times \frac{\text{耐用年数} - \text{経過年数}}{\text{耐用年数}}$$

表1 ● 入れるべき数値の例

	再調達価格	耐用年数
木造	130,000円/㎡	20年 or 25年
鉄骨造	150,000円/㎡	35年
鉄筋コンクリート造	200,000円/㎡	45年
鉄骨鉄筋コンクリート造	250,000円/㎡	50年

### 土地と建物が一体の不動産価格

建物が耐用年数を過ぎている



= 土地の価格 - 建物の取壊し費用

建付減価があるケース



= (土地の価格 + 建物の価格) × 建付減価  
(3~10%程度)

建付増価があるケース



= (土地の価格 + 建物の価格) × 建付増価  
(5~50%程度)

・既存不適格建築物 ・用途地域が複数ある場合など

## ビジネス電話は準備が大切

メールやSNSの普及で、ビジネスの電話に不慣れな社会人が目立つと言われています。ビジネスツールとして電話の使い方に慣れていない人、苦手な人ほど準備が大切になります。

まずは電話とメールとの使い分けです。職場や職種で事情は異なりますが、事務連絡は基本的にメールで済ませることが多いです。メールは相手の状況を気にせず自分の好きな時間に発信できるうえ、アポイントや注文、キャンセルなどの証拠が残せるのに対し、電話は緊急性の高い用件や、思い、気持ちを伝えたいときに役立ちます。

微妙な感情を表現できる電話は、謝罪や依頼には不可欠との声もあります。事務的な内容でも、趣旨が分かりにくい場合はメールの後に電話で意図を補ったり、複雑な内容の場合は電話の後で詳細を整理したメールを送ったりする併用が効果的です。

謝罪の場合、本心であれば気持ちは伝わるはずなので、表現の巧拙を気にし過ぎる必要はないですが、指示や要求をする場合は注意が必要です。ビジネスの会話では「してください」などの命令口調は基本的に避けたいところです。電話では特に威圧的な印象を与えてしまうので、例えば「していただけないでしょうか」のような一步下がった依頼型話法を心掛けたいです。

表情が見えない電話では声は好感度の決め手になります。マイクの感度の良い携帯電話に慣れてると、固定電話では口ごもった印象を与えがちなので注意が必要です。決して大きい声である必要はありませんが、腹の奥から声を出すよう意識すると、ビジネス向きの張りのある声になるそうです。

電話は資料や情報の事前の準備次第で印象が大きく変わります。インターネットの普及で「後で調べればいい」との風潮が強まっていますが、ビジネス相手の情報をあらかじめ把握しておくに越したことはありません。書き直しや見直しができるメールと違い、電話の場合は「知っておくべきことを知らなかった」事態を取り繕うのは難しいからです。

電話イコール携帯の世代には電話口で名乗り合う経験が乏しいかもしれませんが、常識として「かけた人が先に名乗ること。初めて携帯にかける相手には『〇〇様でいらっしゃいますか』などと確認を忘れずに」と話すべきです。

逆に自分の携帯にビジネスの電話がかかってきた場合、社名と名前をセットで名乗るようにしたいです。できれば相手の番号を会社名や肩書とともに登録しておけば、「仕事の電話だ」と把握できるから応対がしやすいかと思えます。

また、移動中に仕事相手から電話がかかってきたときは、短時間でも電車やバスなどの公共交通機関での通話は避けるべきでしょう。留守番電話にしておき、内容を確認して静かな場所からかけ直したいです。相手との関係性によっては、電話番号だけで送信できるショートメッセージを活用しましょう。

人は自分に関心があると感じた相手には好感を持ちます。声を出さないと伝わらない電話では、リアクションも大げさなぐらいがちょうどいいそうです。相づちを打つ場合は「『はあ』『へえ』などの『ハ行』は力が抜けた発音になりがちなので、関心が薄いと誤解されます。『ああ、なるほど』『ええ、そうなんですか』の『ア行』を意識すると印象がいいようです。

(日本経済新聞 BIZ7サ 2018年11月6日より抜粋)



## 12月度の税務スケジュール

内 容	期 限
11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額、納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額当年(6月～11月分)の納付	納 期 限 12月10日(月)
10月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞	申告期限 } 納 期 限 } 1月 4日(金)
1月、4月、7月、10月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞	
4月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)	
消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞	
消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(8月決算法人は2ヶ月分)＜消費税・地方消費税＞	
固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付	

## 今月の名言録

### 心の修練を積む

経営者は、いかに多くの難しい問題について判断を迫られることでしょう。判断の連続が経営者の日常とっていいでしょう。

ことに当たって、「右をとるか、左をとるか」、その判断の難しいことは、有名な経営者であっても、考えあぐねて、占い師を訪ねたりすることがあるほどです。

しかし、経営者である限り、日常茶飯、判断を重ねていかざるを得ません。この判断を左右するのが、私たちの心や人生観なのです。

自己本位の人であれば、判断の基準は損得の一点に絞られるでしょう。

また、優しい心根の人であれば、情にほだされて、ビジネスの一線を踏みはずすかもしれません。

戦時中、陸海軍を問わず、重責を担った将官クラスの中には、中国の古典に傾倒する人が多かったといえます。

人智を超えたところで判断を迫られ、進むべきか退くべきか、神のみぞ知るという切羽つまった状況で命令を下さなければならない、彼らは人間の道について、そのような書に教えを仰ぎ、心の修練を積んだのです。

名将と呼ばれる人たちは、自分の心が判断の基準になることを知っていたに違いありません。

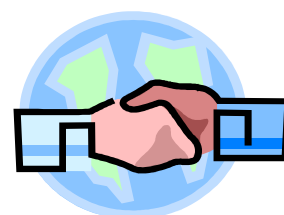
(「心を高める、経営を伸ばす」 稲森和夫著 PHP研究所)



## 無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

## 事務所のご案内

〒460-0022

名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階

TEL: 052-331-0135

052-331-0145

FAX: 052-331-0167

<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士  
不動産鑑定士  
社会保険労務士

浅岡 和彦  
佐々木 勝己  
松永 裕美

